

大阪地方裁判所委員会（第42回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

平成29年11月28日（火）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成29年11月28日（火）午後2時から午後5時まで

2 場所

大阪地方裁判所第8会議室

3 出席者

（委員）井田香奈子，上村昌也，小原一泰，黒田美佳，杉本壽，松本岳，鈴木眞理子，遠藤邦彦，小野憲一（敬称略）

（説明者）伊藤寿，西野吾一

（事務担当者）森純子，竹口智之，安村義弘，島田幸彦

（庶務）梶嘉恵，熊澤雄介

4 配布資料

リーフレット2種類（裁判所作成の「犯罪によって被害を受けた方へ」，検察庁作成の「犯罪被害者の方々へ」），パワーポイントのスライド資料等

5 議題

犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「労働審判制度」をテーマに取り上げ、労働審判を国民にとってより利用しやすいものとするためには、どのような工夫や改善策が考えられるかなどについて意見交換をしていただいた。皆様からは、労働審判制度が一般の方にあまり知られていない状況を踏まえ、裁判所に持ち込まれるべき労働関係の紛争がきちんと裁判所に持ち込まれるようにするため、「行政機関での相談、あっせんの前には労働審判という制度があることを広報することが重要である」、「行政機関の手続で解決できなかった場合に、労働審判制度をきちんと紹介してもらえようようにすることが重要である」などといった御意見をいただいた。

こうした御意見をいただき、裁判所としては、改めて関係機関との連携の重要性を認識したので、関係機関との一層の連携強化を図るため、関係機関の担当者が集まる協議会の場で、前回委員会で皆様からいただいた御意見を紹介させていただくとともに、関係機関の担当者において、裁判所の労働審判手続を正しく理解した上で相談等に訪れた当事者等に裁判所の手続を案内してもらえよう、関係機関からの御要望に応じ窓口担当職員の研修等の機会に裁判所から説明者を積極的に派遣することとし、この点についても協議会で周知した。その結果、大阪労働局管内の労働基準監督署監督官会議・実務研修の機会に、当庁労働部の裁判官等が講師をすることになった。研修では、労働審判の概要のほか、少額訴訟、民事調停手続の概要や各手続の特徴等を説明する予定である。

(3) 犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について説明

(4) 関係人待合室見学

(5) 模擬証人尋問

(6) 質疑応答及び意見交換



◇：犯罪被害者が証人として出廷した場合に，遮へいの措置やビデオリンク方式による尋問については，どれくらいの割合で実施されているのか。

▲：性犯罪ではほとんど実施している。いずれの措置を実施するのかは，あらかじめ検察官を通じて被害者の意向を確認した上で決めている。

◇：遮へいの措置やビデオリンク方式による証人尋問については細かく段取りを決めて実施しているようだが，人の手で行う以上，操作ミス等が介在する可能性があり危ういのではないかという印象を受けた。現在の構造ありきでの裁判の公開となっているように思う。法律上難しいのかもしれないが，例えば，被害者ではなく傍聴人を別室に入れる形式の専用法廷を設けるといったようなことはできないのか。

▲：公開の法廷で裁判を受ける権利は，憲法で保障された被告人の権利である。裁判の公開は，手続の適正を担保するという役割を果たしており，憲法上の重要なルールである。委員御指摘のとおり，たしかに危ういところがあるのかもしれないが，裁判の公開という原則の下では，証人の状況や特性に応じて，各種の制度を用いて個別に配慮していくべきであると考えている。

- ：手仕事であり，一つミスが重大な結果を招くおそれがあるからこそ，裁判所は，被害者保護の措置を講じる際には，特に細心の注意を払っているところである。
- ◇：遮への措置は，衝立が倒れてしまったらその時点で意味をなさないもので，簡易な構造であることへの被害者の不安はあると思う。ビデオリンク方式による証人尋問の方がまだ被害者にとっては安心できるのではないか。
- ：遮への措置とビデオリンク方式による証人尋問の両者間に優劣はない。遮への措置は，裁判官や裁判員，検察官，弁護人が証人の表情や様子を直接見ることができ，また，証人の心身の調子が直接分かるので，必要に応じて速やかに対応できるという利点がある。両者の特性を考慮しながら，事案や証人の状況等に応じて使い分けをしている。
- ◇：被害者特定事項の秘匿制度は，性犯罪以外ではどのような事件で用いられるのか。
- ▲：性犯罪以外では，暴力団関係の事件で用いられることが多い。他には，職業安定法違反の事件で，有害風俗店に派遣された店員の氏名を秘匿するというケースもある。いずれも，公開の法廷で氏名等が明らかになると被害者のプライバシーや名誉が損なわれる類型の事件である。
- ◇：氏名等が一般に知られてしまうと被害者の不名誉になるような事案で秘匿決定がなされるということは理解できた。では，そうした事件では，どれくらいの割合で秘匿決定がなされるのか。
- ▲：正確な数値を申し上げるのは難しいが，性犯罪事案のほとんどでは被害者特定事項を秘匿する旨の決定がされているのが実感である。暴力団関係事件での秘匿は，それよりも少ないという印象である。
- ▲：同感である。なお，性犯罪の場合と異なり，暴力団関係の事件では秘匿決定の前提として，秘匿申出の理由を補足説明してもらうことが多い。

- ◇：秘匿決定を行うのは、被害者の希望がある場合に限られるのか。
- ▲：法律上は申出があることが要件となっているが、申出がない場合にも、弁護人の了解を得た上で、事実上配慮をすることはある。
- ◇：証人から申出があれば、直ちに秘匿ということになるのか。他に何か要件はあるのか。
- ▲：性犯罪の事案では、ほぼ無条件に秘匿がなされるが、その他の事案では、法律上、被害者の名誉や社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあることという要件がある。個々の事案で要件を充足するかどうかは、裁判体が個別に判断することになる。
- ◇：被告人から遮への措置をしないでほしいという旨の申出がなされることはないのか。被告人からしたら、人違いの可能性もあるかもしれないし、「誰に対する犯罪を審理されているのか。」ということを知りたい気持ちがあるのではないのか。そうすると、例えば、被告人に対しては被害者の写真だけは見せるという方法も考えられるが、そのような事例はないのか。
- ▲：そのような事例は経験がないが、委員の御指摘は、「誰に対する犯罪を審理されているのか。」という点を知りたい被告人の利益と、氏名等を知られたくないという被害者の利益の調整に関するもので、本質的な問題である。遮への措置は、被告人の防御に支障がないことを弁護人にも十分に検討してもらった上で行うものであるし、万一、被告人に不服がある場合には異議を申し立てることもできる。
- ▲：被告人に対してまで被害者の顔や氏名を一切秘匿するという事は少ない。被告人に対しては、被害者の氏名が記載された起訴状謄本を送達し、被害者が誰なのかという点を明らかにしている。遮への措置を採ることで、「犯罪を行った相手が衝立の向こう側にいる人かどうか分からない。」というような場合には、証拠写真で確認を行う等の工夫が考えられる。ただし、私自身はそうした事例は

あまり経験がない。

- ：被害者参加弁護士はどれくらいの割合で付いているのか。また、先に説明のあった被告人や弁護人に対する秘匿の制度下では、弁護人に対しても被害者の氏名や住所等を明らかにしないということだったが、果たして被告人の防御に不利益を来さないのか。この制度は、極めて例外的な場合に用いられるという理解でよいか。
- ：只今御指摘のあった制度は、平成28年の法改正で新設されたものであるが、法律上、厳格な要件が定められており、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときには利用できない。この制度は、大阪地検が関与した事件ではまだ1件も利用されていない。弁護人に対してすら被害者の氏名や住所等を秘匿する事例というのは、実際にはほとんどなかろう。
- ▲：被害者参加人に資力がない場合には、国選で被害者参加弁護士を選任できることもあり、被害者参加のなされる事件の多くは、被害者参加弁護士が付いているという印象である。
- ：情報が瞬時に拡散する現代においては、被害者の情報が法廷外ですでに一般に知れ渡っているようなケースも考えられる。そのような場合、法廷でのみ被害者特定事項を秘匿してもあまり意味がないのではないか。
- ：傍聴人が証人の氏名等を事前に知っているという事件はかなり少ないと思われる。また、少なくとも法廷では自分の知られたくないことを秘匿してもらえると、いう安心感があることで、証人にとっては法廷で証言しやすくなるものであり、また、積極的に証言をしようという動機付けにもなるものである。
- ◇：被告人に対して被害者の氏名等が秘匿される場合、弁護人に守秘義務は課せられるのか。
- ：そのような場合、刑事訴訟法上、検察官から弁護人に対して秘匿の要請ができる。

○：被告人に対して被害者の氏名等を伝えられないとなると、弁護人は被告人との打合せに苦慮するのではないか。

■：裁判所における被害者保護施策の運用状況や被害者への接遇、さらには被害者支援の御苦勞について、検察庁からも御意見を伺いたい。

○：現在では様々な制度が整備されており、被害者保護の制度がなかった時代に比べて隔世の感がある。遮へいの措置やビデオリンク方式による証人尋問について、制度制定当初は、裁判の公開との関係で弁護人から反対されるなどし、裁判所に申出が認められないこともあった。また、被害者特定事項の秘匿についても、裁判所は、かつては性犯罪以外の事案では要件を厳格に解することも多かった。近時はこうした状況にはなく、これらの制度は、いずれも利用が認められやすくなっているという印象がある。

また、裁判所における被害者の接遇等についてだが、傍聴希望者が多数の事件では、被害者の家族等に優先傍聴席を設けてもらっており、多くの事件ではお願いした席数を確保してもらっているし、待合室についても、一般の証人用とは別に被害者用に部屋を用意してもらっている。

さらに、被告人やその親族、さらにはマスメディアの目にも触れたくないという被害者は多く、そうしたケースでは、待合室を法廷とは別フロアに設定する、被告人とは入廷時間をずらす、裏廊下や裏口を用意する等して、裁判所に配慮してもらえたという例を耳にしたことがある。公判前整理手続の結果を被害者参加代理人弁護士に説明してくれたというケースもあるようで、裁判所は事案に応じて柔軟に対処しているという声が多いようである。

他方で、次のような残念なケースもあったと聞いている。

傍聴希望者多数の事件において、同居親族には優先傍聴を認めるが、親戚には認めないということがあったようである。また、証人が被告人と顔を合わせないよう裁判所に調整をしてもらったはずなのに、証人が被告人と鉢合わせてしまっ

た事例もあったと聞いている。

また、裁判所から、被害者参加人が裁判所の門付近で裁判員と顔を合わせないように配慮してほしいとの要望を受けたため、接触を気にするのであれば、被害者参加人と裁判員の裁判所敷地への入口を別にしてほしいと申し出たが、裁判員の利用する入口を限定することは難しいとして、申出が認められなかったケースがあった。

さらに、遮へいの措置に関し、証言台と被告人席とが近かったために、衝立越しに被告人の吐息が聞こえてしまい、被害者から、「被害当時のことを思い出してしまった。」との申告を受けた性犯罪の事案もあった。

その他には、検察官席とその後方の被害者参加人席との間隔が十分ではなかったり、被害者参加人に対する旅費の関係で、旅費事務担当者の説明が不十分で被害者参加人が混乱したということがあったということも聞いている。

最後に、被害者支援において苦労した事例、被害者側の利益と現存の制度との間で板挟みになったような事例を紹介する。

起訴状には、事案の内容を問わず原則として被害者の氏名が記載され、その謄本が被告人に送達されることになる。公開の法廷で氏名等は明らかにされないことを説明しても、起訴状に名前が記載されること自体を嫌って、告訴を取り下げる被害者の方も多い。

また、被害者の中には被害者参加の手续を行うかどうかを迷う方も多いが、裁判所からは早めに参加の申出をしてほしいと言われることもままある。それに関連し、特に1回結審の自白事件が多い交通事故事案では、被害者が参加するか否か決めかねている間に、被害者側の都合が確認されないまま公判期日が指定されてしまうこともある。

さらに、被告人の保釈については、被害者側はどうしても不安を覚えるものでもあり、なかなか理解を得られないことが多いものである。

加えて、裁判結果との関係で言えば、様々な事情を十分に知った上で裁判所に判断してもらいたいという気持ちが被害者側には強いようである。被害者が死亡した事案では、遺族としては、被害者の生前の人となり等を知ってほしいという気持ちが特に強く、そうした気持ちを受け、検察官が裁判所に対して被害者の生前の写真を証拠として取り調べるよう請求することもあるが、採用してもらうのは難しいようである。また、裁判員裁判における証拠に関して、被害者の受傷部位等の写真については、特に傷害の結果が重い場合には、裁判員への心理的負担を考慮して採用されにくいようだが、被害者側からすれば言葉で説明する以上に、結果をきちんと見てもらい、全部知ってもらった上で判断してほしいという気持ちが強いものである。

■：只今御紹介のあった被害者の方の御意見等も踏まえ、裁判所の犯罪被害者保護施策の運用について、御意見や御感想があれば伺いたい。

◇：以前は被害者保護の各種制度はなかったとのことだが、各種の制度が設けられたことで、実際に以前よりも裁判は充実しているのか。

▲：している。真実を発見し、よりよい裁判を実現するためには、証人が心置きなく証言できる環境というものが重要となってくる。以前は制度もなかったため、証人がなかなか出廷しない場合等は、出廷しやすくするための工夫に苦勞したものである。私自身、各種制度は真実の発見や被害者の尊厳を重視することに寄与していると実感している。

▲：同感である。真実発見のためには、証人に直接話を聴くことが重要であり、本日紹介した各種制度はこの点に大いに資するものである。

◇：検察庁から多くの事例の紹介があり、裁判に関わる被害者の心情は様々なものであることが分かった。公判廷における付添人の制度の説明があったが、裁判に至る前の段階では、被害者からの相談について、何か取組はあるのか。

○：警察や大阪被害者支援アドボカシーセンターで、被害者からの相談に応じたり、

サポートをしたりしている。検察庁でも被害者支援員制度を設けて、被害者の状況に応じて関係機関を紹介する等している。また、公判の段階になると、検察庁内部でも捜査担当から公判担当へ被害者の方の情報が遺漏なく引き継がれ、公判担当者が被害者の方とお会いして公判に向けて準備を行っていくことになる。

■：被害者の心情や立場を理解するため、裁判所では研究会を実施しており、被害者や親族の方から御意見をお聴きしているところである。こうした取組について、御意見や御感想等があれば伺いたい。

○：被害者支援について、法曹三者で定期的に意見交換会を行っている庁もあるので、参考にしてはどうか。

○：弁護士会にも犯罪被害者支援委員会というものがある。ただし、弁護士会の中でも委員会は種々あり、それぞれの立場から様々な意見がある。例えば、刑事弁護委員会という委員会の立場からは、被告人の防御の充実のために、証人と顔を合わせて尋問できることが重要だという意見が多く出ている。

立場や見方によって意見は様々であるから、被害者保護の問題についても多面的な角度から検討していくことが肝要であると考えている。

さらに、裁判員制度の施行以降、裁判員には心理的ケアを含む手厚い手当てがなされているが、被害者に対しても、同様に手厚い手当てを施していくべきだという意見もあることを付言する。

◇：パワーポイントにて犯罪被害者保護法について紹介があり、同法の前文に「犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々」という文言があったが、この「我々」とは、広く国民一般を指すのか、それとも法曹三者を指すのか。

被害者の保護が重要であることは言うまでもないが、他方で、冤罪等を生じさせぬよう、被告人には十分に防御を尽くさせることも重要だと考える。両者の均衡を図る場面を考えたとき、犯罪被害者保護法前文の「我々」とは、裁判所を始

めとする法曹関係者を指すのか、広く国民一般を指すのか判然としないので、お聞きしたい。

▲：前文を素直に読む限り、「我々」とは、国民一般を指すものだと理解している。ただし、特に裁判所は被害者の方々と直接に接する場面が多いので、只今御指摘のあった前文の理念というのは、裁判所はより一層意識していかなければならないものだと考える。被害者保護と被告人の防御の双方が重要であることは、御指摘のとおりである。

◇：先ほど見学した待合室は殺風景な印象を受け、改善の余地があるのではないかと感じた。

一つのテーマについて様々な立場から検討を深め、問題を改善していくためには、裁判所限りで議論するより、法曹三者で集まり、各々の立場から意見を交換して議論した方が有益でないか。医学界でも、関連する分野の学会と議論することは常である。

○：検察庁では、被害者専用の待合室を設けたり、壁の色を暖かみのあるものにする等し、以前に比べて待合室の状況は改善されてきている。また、東京地検では女性専用の待合室も設置されている。

■：調停室には絵画を設置する等して柔らかい雰囲気となるようにしているが、刑事事件で使用する部屋では、どうしてもセキュリティを優先するため、容易に取り外せて振り回せるような物は置かないことが多い。

○：絵画が描かれたような模様の壁紙もあるので、参考にしてはどうか。

◇：壁紙一つで部屋の印象は随分と変わるものである。病院の待合室でも、最近では柔らかい色味の壁紙を貼ってあるところが多い。

◇：待合室が無音だと、待機している被害者は緊張してしまうのではないか。病院等のように、例えばクラシック音楽を流すなどすれば、被害者の緊張を緩和できるのではないか。

■：委員の皆様から御指摘のあった事項について、裁判所からコメントはないか。

○：先ほど、説明担当者から、「犯罪被害者の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会」について、平成29年度は大阪被害者支援アドボカシーセンターの方と大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターの方にお越しいただいた旨を説明したが、平成28年度は、アドボカシーセンターの方と大阪弁護士会の犯罪被害者支援委員会の方にお越しいただき、裁判所に対する御要望をお聴きしたものである。

このように、被害者を支援する弁護士の立場からの御意見や御要望をお伺いする機会はこれまでもあったが、本日御指摘があったように、さらに進んで相互に意見を交換して交流を深めていくことが重要なのかもしれない。

◇：被告人は、冤罪の可能性もあるにもかかわらず、公開の法廷で有罪であるかのような形で衆目に晒される立場にある。被害者の保護はもちろん重要だが、裁判中、被告人がこういう立場に置かれ続けることに問題はないのか。また、公開の原則は理解しているが、マスコミが発達した現代なりの公開の在り方を検討してもよいのではないか。

■：裁判が公開されるからこそ、真実発見に近づけるものである。裁判を公開しないために多くの冤罪を生じさせてしまったという歴史的経緯を踏まえ、裁判の公開は憲法上保障されるに至ったものであり、長い歴史の積み重ねにより達成されたものである。

○：裁判のように利害が対立する問題ほど、手続を公明正大に遂行しないと、国民に結果を納得してもらうことは難しいし、また、結果いかににかかわらず、手続自体の信憑性自体に疑問を持たれてしまう。

▲：裁判所は被告人に対して何も配慮しないわけではない。マスコミの報道で被告人の氏名が明らかになり、公判の前にインターネット上で同人の住所等の情報が詮索されているような事件を担当したことがあるが、この事件では、法廷におけ

る人定質問で住所を述べさせると、被告人の住所がインターネット上に掲載されてしまうおそれがあったことから、被告人に対して紙に住所を記載させて人定質問を行った。

◇：刑事事件でも、例えば被告人入廷時の手錠や腰縄は傍聴人に見えないようにするとか、勾留中の被告人であってもスーツやネクタイを着用して出廷させるとか、いかにも犯罪者であるかのような印象を与えない工夫は重要ではないか。

7 次回のテーマ

裁判所における障害者に対する配慮の取組について

8 次回期日

平成30年3月7日（水）